

令和6年度 第1回東京都広告物審議会

令和6年7月10日（水）

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室21（オンライン併用）

午前10時32分 開会

○根来緑地景観課長 では、定刻を過ぎましたので、ただ今から令和6年度第1回東京都広告物審議会を開催させていただきます。

本日、ご多忙のところ、当審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

私は、当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長、根来でございます。会長に議長をお願いいたしますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

初めに、現在出席の委員の方は、オンラインでご出席の方も含めて19名でいらっしゃいます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

次に、本日お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。

議事次第、委員名簿、資料1-1、1-2、資料2、資料3、資料4、そして、参考資料が1～3までをご用意させていただいております。全てお手元におそろいでしょうか。不足等ございましたら、事務局のほうにお申し付けくださいませ。

では、おそろいようですので、進めさせていただきます。

まず初めに、東京都を代表いたしまして、東京都都市整備局次長の小平よりごあいさつを申し上げます。

○小平都市整備局次長 東京都都市整備局次長の小平でございます。

本日は大変ご多用の中、令和6年第1回東京都広告物審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、都を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、日頃より東京都の屋外広告物行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。今年度、都職員を除き、新たに1名の委員にご就任いただいております。改めて御礼を申し上げますとともに、皆さまのお力添えを引き続きお願い申し上げます。

また、昨年度の審議会では、都外ナンバーの広告宣伝車に対する規制について、ご審議をいただきました。委員の皆さまから貴重なご意見を頂戴しながら検討を進め、今年3月には施行規則を改正し、先日6月30日から、都外ナンバーの広告宣伝車に都の屋外広告物規制を適用してございます。委員の皆さまにはご審議に当たり、多大なるご協力を賜りましたことを、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

さて、東京都では、今年の1月に、「『未来の東京』戦略 version up 2024」を公表いたしました。今後の都市づくりにつきましては、東京が世界から選ばれ、世界をリードしていくために、世界を引き付ける魅力と利便性の高いまちを実現し、東京の国際的なプレゼンスを高めていくこととしております。

都市景観におきまして、屋外広告物は重要な構成要素でございまして、まちの良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点等から適切に規制していくことが重要でございます。

今年度の本審議会では、KK線及びその沿道の屋外広告物規制、また、屋外広告物の点検強化の促進につきまして、ご審議をお願いする予定でございます。ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆さまには、活発なご議論、ご審議をいただき、お力添えを賜りますよう改めてお願ひを申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○根来緑地景観課長 続きまして、新規にご就任いただきました委員の皆さまのご紹介です。前回令和5年12月26日に開催した審議会から今回の審議会までの間に2名の委員の方が新たに就任されました。そこで、まず、新たに就任された委員の皆さまを恐縮でございしますが、私から名簿の順にご紹介させていただきます。

お手元でございます東京都広告物審議会委員名簿をご覧ください。

広告主の代表の委員といたしまして、4月に退任されました堀田委員の後任の松山健児委員でございます。

続いて、都職員の委員が人事異動により変更となり、東京都技監兼建設局長の中島委員の後任の、建設局長の花井徹夫委員でございます。本日は代理として、菅沼さまにご出席いただいております。

会場の報道機関の皆さまにご案内させていただきます。会議冒頭の映像写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、佐々木会長に議

長をお願いいたします。佐々木会長、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木委員 佐々木でございます。それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本審議会は、東京都広告物審議会要綱第11条に基づきまして、公開で進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

早速ですが、議事に入らせていただきます。お配りしておりますとおり、本日の議事は、報告事項4件でございます。議事次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

まず、報告事項第1、東京高速道路（KK線）及びその沿道の屋外広告物規制について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 具体的なご説明に入ります前に事務局より提案がございます。今回の審議事項は、KK線及びその沿道の屋外広告物規制についてでございます。KK線の再生事業についての説明、質疑応答のために、参考人といたしまして都市整備局都市づくり政策部の職員の出席を認めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○佐々木会長 ただ今、参考人の出席について事務局からご提案ございましたが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

特にご異議ないようですので、参考人の方にご出席をお願いいたします。

○長谷屋外広告物担当課長 それでは、私から紹介をさせていただきます。都市整備局都市づくり政策部まちづくり推進担当課長の水島でございます。

○水島まちづくり推進担当課長 水島でございます。よろしくお願い致します。

○長谷屋外広告物担当課長 それでは、まず、KK線再生事業の概要について、水島のほうから説明をさせていただきます。

○水島まちづくり推進担当課長 それでは、お手元の資料または画面の共有のほうで確認いただきたいと思います。資料1-1をご覧いただきたいと思います。

それでは、資料1ページから進めさせていただきます。

東京高速道路ですけれども、左側の図にございます黄色の線が東京高速道路でございます。

東京高速道路株式会社が管理運営を担っております。こちらの会社は、財界人が発起人となって、銀座の交通量の緩和を目的として戦後1951年に設立されたという会社でございます。首都高速道路とは別の会社でございます。

こちら、元々水路だったところを埋め立てまして、高架の高速道路、自動車専用の道路として運用されているという形になってございまして、こちらの建設費と運営費について

は、下に立面図、断面図がございますが、こちらの下のビルの賃貸収入で回収するという仕組みになっておりまして、通行料は無料でございます。こちら、全長2キロ余りございますが、この自動車専用道路は首都高速道路とつながっておりまして、都市高速道路のほうの一環として公共的な役割を担っているというところでございます。

下の図にございますが、この屋上を道路といたしまして、下、地上2階、地下1階のビルがございます。こちらを全部で14棟のビルをつないでいる形になってございまして、テナントなど約400余りが利用されているという形になってございます。下の写真の、屋上の部分が東京高速道路の道路部分という形になってございます。

次のページをお開きいただきまして、再生になった経緯について、ご説明をさせていただきます。

左側が今の高速道路網を示している図になってございます。このうち8号線と書いてあるグレーの部分、こちらが東京高速道路を指してございます。それ以外の部分は首都高速道路でございます。こちら、上に緑の薄い線になっているところがございますが、地下化工事中と書いてございます。日本橋区間を地下化する工事というもの、全国的にも有名になっているところがございますが、こちらをやっている最中というところでございます。

これに付帯しまして、首都高速道路のネットワークの変更というところの計画がございまして、右側の図にございますが、赤い線、こちら新京橋連結路という道路なんですけれども、こちらを地下に敷設いたしまして、道路ネットワークを変更するという計画がございまして。

これによって、元々4号線から8号線につながっているところを通行するというのが通常の東京高速道路を通過するルートなんですけれども、こちらのルートの役割が大きく低下することになり、これを歩行者中心の公共的空間、「Tokyo Sky Corridor」として再生活用するというところになったというものでございます。

次のページ、お開きいただきまして、検討を進めていった経緯について、簡単にご説明させていただきます。2018年の12月に、国と首都高速道路と東京都において、機能確保に関する検討会というものが設置されました。これに基づきまして、日本橋の地下化に伴って必要となる環状機能の確保策の検討ということで、新京橋連結路を設置するという検討は、この検討会でされたという形でございます。

それに基づきまして、2019年の10月に、東京都において、有識者からなる「既存施設のあり方検討会」というものが設置されまして、東京高速道路をどのように活用していくかということを検討していったというものでございます。

この検討会におきまして、2020年に提言書が取りまとめられまして、この上部空間は、歩行者中心の空間として再生するということを提言されたというところがございます。その後、東京都におきまして、これを歩行者空間として再生するというところの方針を定めていったという経緯がございまして、2021年の3月に再生方針ということで、目指すべき将来像などを都の方針として決めました。

その後、2022年、23年にかけてまして、事業化に向けた方針というものを取りまとめまして、この上部空間の整備内容ですとか、整備主体などの考え方を整理していったというところがございます。これら方針につきましては、パブリックコメントを実施いたしまして、広く都民の意見を聞いた上で方針として定めたというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、ここから先は、方針で定めた再生の概要について、ご説明させていただきます。

目指すべき将来像と目標というところがございますが、「車中心から人中心へ」という形で転換をしていく。「人とみどりが共存・共栄」した都市のシンボルとなるもの、「地域の価値や魅力」を向上させるというところを目標といたしまして、将来像として「広域的な歩行者系ネットワークの構築」というところ、それから「連続する屋外空間をいかしたみどりのネットワーク」、それから「既存ストックをいかした地域の価値や魅力の向上」というところを将来像といたしまして、方針とさせていただいたというところがございます。

次のページに進んでいただきまして、「歩行者系ネットワークの形成」というところがございます。この図の中で、青く線を引いているところがございますが、こちらは既に出上がっている地下の歩行者動線、歩行者空間でございます。これと高架の新しくできる歩行者空間をつないで、歩行者のネットワークを構築していこうという考え方でございます。縦動線ということで、丸くぼやっとした点が5つございますが、こちら、当初の想定イメージとしまして、ここの部分で地下と、もしくは地上とつないでいくという形でネットワークを形成していこうというものでございます。

ちなみに赤い線がございまして、こちらは上空のデッキになっていきますので、こちらも含めて歩行者のネットワークにしていくという考え方でございます。

次のページに進んでいただきまして、整備内容についてでございます。こちら、「異なる幅員をいかした」とございまして、道路の幅員が、広いところでは33メートル、狭いところで12メートルということで、幅員がかなり大小がございまして、この幅員を生かしまして、広いところにはいろいろなものを設けたりしながら、居心地の良い空間を形成し

ていくということを考えてございます。

下に整備内容の例ということで、パース図のようなものがございますが、次世代モビリティ、乗り物のようなものを歩行者の歩行をサポートするような機能として設置することも含めて検討していくという形で考えてございます。そのほか、キッチンカーですとか、そういったことも含めて、設置をしていって、サービスを提供していくということも含めて検討していくというところでございます。

続きまして、次のページですけれども、整備主体というところでございます。こちら、現行の管理運営のスキームをそのまま継承して、こちらを管理していくということを前提といたしまして、現在の施設の所有者である東京高速道路株式会社が、この整備をするということを基本としてございます。

一部区間につきましては、KK線周辺のまちづくりと連携をいたしまして、この開発事業者が整備することも可能としてございます。この図の中で左側に3つほど地区が書いてございますが、こちらが今考えられている周辺のまちづくりでございまして、このまちづくりとも連携をしていきながら、一体的な整備が可能となるように調整をしていくということで考えてございます。

続きまして、次のページですけれども、管理運営のスキームについてでございます。先ほど、現行の管理運営スキームを継続するという事を申し上げましたが、そのイメージ図でございます。左側が現行で、下の賃貸収入収益を上部の高速道路の管理運営に充てていくというスキームが表示してございますが、これが歩行者空間になった後も継続をして、下の賃貸収益を上歩行者空間の維持管理に充てるという考え方になってございます。

この歩行者空間の中でオープンカフェなどの収益事業が行われることが想定されますので、それで得られた収益については、上部空間のグレードアップをして、より良い空間にしていくということも含めて検討していくという形で考えてございます。

続きまして、最後のページでございます。スケジュールの紹介でございます。今まで高速道路として運用してきた、高速道路8号線、東京高速道路ですけれども、既に都市計画上は、高速道路としての位置付けが廃止をされましたというところが昨年度でございます。都市計画上は既に一步進んでおりまして、「主要な公共施設（広場）」として位置付けられたというところでございます。

これに合わせて整備を進めていくという形になってございますが、上の「方針・整備」というところの中、ちょうど真ん中ぐらいに、「八重洲線通行止」と書いてあるところが

ございます。こちら、2020年代の中頃を予定してございまして、これとほぼ同時に東京高速道路についても廃止をいたしまして、その後整備をしていくという形で考えてございます。

全線の整備が完了するのは、2030年代から40年代ということで、少し先の話になるというところではございますが、周辺のまちづくりとも連携をいたしまして、段階的な整備をしていくということで、一部区間の早期開放を図っていくというところになってございます。

いずれにいたしましても、最終的に全線が出来上がるのは少し先という形にはなるんですけども、その前に、まず高速道路が止まるということで整備に着手していくという形がございますので、高速道路が止まる所を踏まえてどのようにしていくかというところで、この先、屋外広告物規制について、という話につながっていくというところがございます。

私からのご説明は以上になります。

○長谷屋外広告物担当課長 続きまして、屋外広告物規制の検討の方向性について、説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。

まず、現行の屋外広告物条例に基づく規制でございますが、高架道路の部分につきましては、条例7条1号に基づき、広告物の表示・掲出が禁止されている禁止物件となっております。また、路面より上部につきましても、道路の路線用地として、条例6条10号により、禁止区域となっております。

さらに、道路境界線から両側50メートル、路面から15メートルの高さにつきましては、道路の路線用地に接続する地域として、条例6条11号、昭和62年東京都告示151号第六号七に基づき、禁止区域となっております。こちらの禁止物件、禁止区域についてですが、KK線の道路としての供用が廃止されますと、禁止区域、禁止物件の規制がなくなり、第三者広告物の掲出も可能となります。

次のページをご覧ください。屋外広告物規制の検討の必要性についてでございます。ただ今ご説明いたしましたとおり、KK線の廃止後に禁止区域、禁止物件の規制がなくなり、第三者広告物の掲出も可能となります。一方で、世界から注目される新たな観光拠点「Tokyo Sky Corridor」の実現のため、屋外広告物条例による規制を活用し、良好な景観形成やにぎわい創出に寄与する屋外広告物のルールを検討する必要があります。

現在の検討状況でございますが、「Tokyo Sky Corridor」とその沿

道の屋外広告物の規制・誘導の在り方や手法等について、令和5年度から地元3区との「在り方検討会」や地域関係団体等の意見交換を行いながら検討を実施して、方向性を取りまとめております。令和6年5月に、方向性の案について地元説明会を実施いたしております。

次のページをご覧ください。今後の屋外広告物規制の方向性の案でございます。2020年代半ばのKK線廃止と同時に、将来の新たな屋外広告物のルール作成を見据えて、広告物の氾濫を防止するため、現在と同様の規制を設定いたします。その後、一部供用開始を目途に、「Tokyo Sky Corridor」のにぎわい創出に寄与する新たな屋外広告物のルールを設定いたします。これは、整備主体である東京高速道路株式会社と地元が協働して、一体的な空間形成とそれを実現するための新たな屋外広告物のルールを検討していくというものでございます。

最終的に2030年から40年代に全線の整備が完了し、世界から注目される観光拠点「Tokyo Sky Corridor」を実現していきたいということでございます。

次のページをご覧ください。今後の屋外広告物規制の方向性（案）でございます。今年度の審議事項でございますが、①の部分、2020年代半ば、KK線廃止と同時に将来の新たなルールを見据えて、広告物の氾濫を防止するために、現在と同様の規制を設定したいと考えております。こちらは、現行の条例6条11号の禁止区域と同内容・同範囲で、同12号の禁止区域（知事が定める禁止区域）の設定をいたします。

イメージ図については、右側のとおりでございます。道路境界線から両側50メートル、路面から15メートルの範囲を知事が定める地域として、禁止区域に設定いたします。

続いて、今後の審議予定でございますが、一部供用開始を目途に、「Tokyo Sky Corridor」のにぎわい創出に寄与する新たな屋外広告物のルールを設定してまいります。整備主体である東京高速道路と地元が協働して、良好な景観形成やにぎわい創出に寄与する広告物の掲出を可能とするということで、具体的な方法については、供用開始までにさらに検討をしてまいります。

イメージ図については、右側の図になりますが、禁止区域の部分は緑の部分として残りつつも、新たなルールを検討・設定したことについては、黄色の部分として広告物の掲出を可能とするというものでございます。

次のページをご覧ください。今後のスケジュールでございます。まず、本日の本審で、

KK線再生の概要と屋外広告物規制の検討の方向性について、ご報告をさせていただきます。その後、規格等検討小委員会を2回開催いたしまして、地元説明会の実施報告、屋外広告物規制（案）のご審議をいただきまして、最終的に、11月に予定しております本審で屋外広告物規制（案）のご審議をいただき、告示改正・制定手続きを年度内に進めてまいりまして、令和7年度以降に告示の公布・施行をしてみたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、まず、本日ご欠席の委員から、ご意見いただいているようでしたら、事務局から報告をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 本日ご欠席の保坂委員からは、「Tokyo Sky Corridor」が良い整備になるよう期待しているといった旨のご発言がございました。以上でございます。

○佐々木会長 それでは、ただ今事務局から説明ございました件について、ご質問、ご意見あれば、ご発言をお願いいたします。オンラインでご出席の方は挙手でお知らせをいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

それでは、特にご発言もないようですので、本件につきましては、今後、規格等検討小委員会で審議をしていくようにしたいということでございますので、小委員会の委員の皆さまには、何とぞよろしく願いをいたします。

それでは、報告事項の1番目については以上になります。水島課長、どうもありがとうございました。

続きまして、次の議事に入ります。報告事項の2番、屋外広告物の点検強化の促進について、事務局から説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 資料2でございます。屋外広告物の点検強化の促進について。こちらの背景といたしましては、令和4年の12月に、東京都のほうで「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定いたしました。こちらのほうは、お手元の参考資料でも付けているところでございますが、風水害、地震、火山噴火、電力・通信等の途絶及び感染症の5つの危機に対して、東京の強靱化に向けた目指す到達点と、2040年代までの施策の全体像を明らかにし、都が実施する事業を取りまとめたものでございます。こちらについては、令和5年12月にアップグレード版として、改訂版を出しております。

屋外広告物関係につきましては、四角で囲んだ部分になりますが、令和4年の12月のときから、「激甚化する風水害から都民を守る」ということで、強風対策、強風による看

板等の飛散事故等を防止することを目標として掲げております。

事業の内容といたしまして、屋外広告物自己点検報告書の点検項目を具体化し、看板等の点検強化を促進。看板の安全管理ガイドブック、こちらは参考資料2としてお付けしておりますが、こちらなどにより、看板の所有者等に対し、的確な点検方法を周知する。また、ホームページなどさまざまな媒体を活用し、飛来の恐れのある物の台風前の備えを周知するといったことがございます。

今回につきましては、屋外広告物自己点検報告書というのが施行規則の様式で定まっております。こちらは参考資料の3として、お付けしておりますが、この点検項目の具体化について、規格等検討小委員会においてご審議いただきたいと考えてございます。

次のページをご覧ください。現行の都の屋外広告物の自己点検報告書をページの右側のほうに掲載しております。

こちらは、屋外広告物の継続許可申請と表示位置の変更申請の際に、自己点検報告書の添付を必要としております。また、こちらの添付を要する屋外広告物は、許可を受けている広告塔、広告板、アーチ、装飾街路灯でございます。いずれも許可期間は2年以内となっております。

右側の様式の現行の点検項目でございますが、「取付け（支持）部分の変形又は腐食」、「主要部材の変形又は腐食」、「ボルト、ビス等のさび」、「表示面の汚染、変色又ははく離」、「表示面の破損」、「その他特に点検した箇所」という点検項目となっております。こちらにつきまして、点検項目や点検内容をより具体化して、点検の実効性を高めていきたいと考えてございます。

次のページをおめぐりください。今後の進め方の案でございます。

本日、屋外広告物点検強化の促進について、ご報告をさせていただきました後、規格等検討小委員会において、東京都と自治体の点検に関する規定等についてご報告させていただき、また、点検に関する規定改正の論点整理などをさせていただきたいと考えてございます。

また、自己点検報告書の点検項目改正等に係る施行規則（案）のご審議をいただきました後、11月に予定をしております本審で規則改正（案）のご審議をいただき、その後、年度内に施行規則の改正手続き、規則公布を行ってまいりまして、令和7年度以降、規則の施行を考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 それでは、この件につきまして、あらかじめご欠席の委員からご意見があ

れば、ご紹介をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 こちらについては、特にございませんでした。

○佐々木会長 それでは、ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いをいたします。

まず、本件について、屋外広告物の設置などを実際に行われる広告業者の立場からご意見いただければと思いますけれども、松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員 日本屋外広告業団体連合会の松本と申します。よろしくをお願いをいたします。

看板の点検ということでございますけれども、記憶におありの方も多いと思うんですけども、札幌で、かに料理店の看板が落ちまして、下を歩いていた女性の方が負傷をしたという事案が、2015年の2月にございました。これを受けて、国土交通省が点検のガイドラインというものを2016年の4月にお示しになりまして、同時に私どもの団体と、あともう一つ、日本サイン協会というネオンの業界がございまして、こちらの2団体で、国交省の指導の下で、屋外広告物の点検技能講習というものを2016年から行っております。

これは、点検を行える人間を増やそうということと、点検をした評価を全国で標準化しようということで、そういう講習会を開いております。現在で8,500人ぐらい修了されております。

これを受けて、各県では条例の改正などが行われまして、今現在85%ぐらいの県と政令指定都市が、条例に、点検を入れて、どういう人が点検するんだというようなことを示しております。

私どもの業界、年に各県1回、行政と意見交換会を行って、そういうところを一生懸命、今、進めているようなところでございます。

これは、元々立っていた看板をテナントが変わるということで、下の部分をカットして2本にして、その上に付けてしまったと。そうしましたら、やっぱり強風で倒れちゃいましたというような事例でございます。

これが、いわゆる突出看板、袖看板というものの形状になりますが、ご覧いただきますように、要するに建物との接合部分というのは、隠れていて実際に見えないと。これをちゃんと点検しようと思った時は、その場所まで行って点検をしなきゃいけないと。

札幌の看板も違反じゃなくて、ちゃんと点検して報告はされておりました。ただ、これ、別に間違っている点検じゃなくて、目視による点検ということで、下から双眼鏡での

ぞいて、さびがないかどうかと、大丈夫なのかなと双眼鏡でのぞいて、大丈夫だろうということで点検しておりますので、それで広告は通っておりますので、要するに違反をしていたわけではないです。でも、実際には、建物との結合部分のアンカーボルト等がさびていて、強風によりそこが折れて落下したというようなことをごさいます。

看板の点検には、やはり見るだけでなく、触ったり、たたいたり、打診ですが、音で判断したり、場合によっては引き抜きの強度の機器を、機械を使って測定したりとか、そういったことが今後求められていくんじゃないのかなというふうに思います。

点検の方法としては、例えば中、カバーがあって見えないわけですから、内視鏡のようなものを使って中を確認するとか、いろんな方法があると思いますので、それを一生懸命、私どもでは、今、検討をしております。

あと、これは、支持部分、建物との結合部分が、そこからさびていくのが問題だということ。

あと、私たちのこの点検技能講習では、看板のカルテというようなものを作って、このカルテなんですけれども、要するに点検項目がもうちょっと細かくなっておりまして、点検した結果っていうのが、それが4段階で示せるようになっていきます。今、こちらの資料3にあるのは、要は「支持部の変形又は腐食」があるか、ないか、そういうことだけなんですけれども、あるか、ないかだけでなく、どの程度のことなのかと。なければ一番いいんですけれども、あるにしても、すぐやらないとまずいのか、経過観察でいいのか、あと、次の報告までにやれば何とかもつんではないかというような点検を、項目を作りまして、4段階で評価をしようという考え方でございまして、この4段階にするかどうかは別として、現在のこれをどうされるか、今後検討をしていければいいのかなというふうに思っております。

あと、現在、建築士、屋外広告士、電気工事士とか、報告者のここに申請できる資格の方がおりますけれども、せっかく私どもの点検技能講習というのを専門的にやっておりますので、ぜひ、点検技能講習の修了者というものも加えていただければ、私どもとしてはありがたいというふうに考えております。

○佐々木会長 ありがとうございます。ただ今非常に詳細なご説明ございまして、大変参考になると思います。どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見あればお願いいたしますが。

私から1点。ただ今松本委員からのご説明で、国交省がガイドラインを出して、全国の自治体の85%ぐらいで条例改正等の動きが既にあるということでしたけれども、今回の

この議論とその関係ってどうなっているのかっていうことを一つ教えてください。

○長谷屋外広告物担当課長 国土交通省のほうで安全点検ガイドラインという指針を出した時というのは、まだ、そもそも全国的に安全点検について、こうした東京都のような自己点検の制度がないところが結構あった状態でごさいます、それを契機に各自治体さまのほうで初めて導入されたといったところがございます。

元々東京都はこういった制度を持っておりまして、その動きについても考慮しつつも、今回、都の強靱化等でいくと、強風について対策を取る必要がやはり高まってきたというところで見直しを行いたいというふうに考えたということでごさいます。

○佐々木会長 今までは東京都が先を行っていたのが、先へ行く自治体が増えてきたという面もあるといえば、非常に大事なことです、議論を進めたいと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

○松本委員 あと1点申し上げておかなきゃいけないのが、申請をされている看板というのは、正直言って、まともな看板なんですよね。だから申請が上がっている。東京には申請されていない、危ない隠れた看板というのがいっぱいございます。これを本来はどうしていくかということも考えなきゃいけないのかなというのを非常に思っています。

○佐々木会長 ありがとうございます。いかがですか。

○長谷屋外広告物担当課長 今、この自己点検報告書の対象になっていない自家用の広告物であるとか、そういったものも東京都内にはたくさんあるかと思いますが、まずは、今回は屋外広告物の許可を受けている、かなり規模が大きかったり、影響が大きかったりするものについて、自己点検の強化について促進をしてまいりまして、自家用であるなど、まだ届け出を出してないものもいろいろあるかと思うんですが、そういったものについては、今後の検討としていきたいと考えてございます。

○佐々木会長 そもそも申請を出していない、違反ですね、その問題は、これ以前の問題ということになりますので。

○松本委員 それはそう思います。

○佐々木会長 広告物条例の実効性という意味では、今後の非常に大きな課題だろうというふうにも思います。いかがでしょうか、ほかに。よろしいですか。

それでは、この件についても、今後、規格等小委員会のほうで審議をするということでごさいますので、委員の皆さまには何とぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、次の議事に移ります。報告事項の3番、広告宣伝車に係る規制の改正に関する報告について、事務局のほうから説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 それでは、報告事項3、広告宣伝車に係る規制の改正に関する報告について、ご説明をいたします。資料3をご覧ください。

これまでの経緯でございます。令和5年の6月に第1回東京都広告物審議会で、広告宣伝車に対する規制について、諮問をさせていただきまして、12月26日の第3回東京都広告物審議会において、審議会としての答申として、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも都条例、都の規制が適用されるよう規定を改正する必要があると考えるといった内容をいただきました。

その後、私どものほうでも検討を進めまして、令和6年3月22日に施行規則を改正し、公布をいたしました。

内容といたしましては、都外ナンバーの自動車については、都条例の規定の適用除外というふうにしておりましたもののうちから、宣伝車を除外いたしました。また、宣伝車の定義についても明確化をいたしました。

その後、6月3日から許可申請の事前受付を開始し、6月30日から改正施行規則を施行いたしまして、都外ナンバーの広告宣伝車への都条例の規制の適用が開始されております。

次のページをご覧ください。こちらは、屋外広告物条例施行規則の改正の新旧対照表となっております。旧のほうでは、都外ナンバーの広告宣伝車に限らず、都外ナンバーの自動車に関しては、車両登録地の当該道府県指定都市、中核市、市町村の屋外広告物条例に従って表示していれば、適用除外ですというふうにされていたものを、その中から宣伝車を除外するという規定を設けました。別表第三の六のほうについても同様でございます。宣伝車を除いております。

3ページ目でございます。その後、公布後の周知等についてでございます。まず、東京都の都市整備局屋外広告物担当のホームページに説明会の動画、YouTubeと説明資料、リーフレット等を掲載いたしまして、事業者の方が全国のどこにいてもいつでも何回でも説明会の動画をご覧いただけるような環境を整えました。また、説明会動画だけでは質問等があると思われましたので、事業者等からの質問に対する回答説明をオンラインで実施をいたしました。また、全国の道府県等にもリーフレットを配布し、制度周知への協力依頼をしております。

さらに、この審議会の中でもご意見をいただいておりますが、広告宣伝車が許可を受けているかどうか外見的に分かるような方法といたしまして、広告宣伝車許可票の配布をいたしました。下のほうにデザイン図を載せておりますが、A5判サイズぐらいのシー

ルになっておりまして、車体の見やすい場所に貼っていただくようお願いをしております。

次のページでございます。6月30日の規則の施行後の状況についてでございます。東京都で集計している内容でございますが、令和6年6月30日以降に走行する分の許可件数及び許可台数についてでございます。令和6年7月5日時点で、都内での許可件数、広告宣伝車は全部で16件、うち都外ナンバーに関するものが14件、許可台数は28台、都外ナンバー車が26台となっており、都外ナンバーの広告宣伝車のほうでも許可を受けていただいております。

また、報道状況でございますが、規制の適用開始前日、当日、翌日に複数のニュース番組で規制の適用開始について、報道をして取り上げていただいております。この中では、規制の適用により禁止される広告や、許可手続き等についてもご紹介をいただいております。

最後に現在の都内での走行状況でございますけれども、都条例で規制されて、都条例規則で禁止をされております電光表示装置等により映像を映し出す、例えばLEDビジョンなどを搭載した広告宣伝車につきましては、見かけなくなっているというところでございます。また、全体的に広告宣伝車の台数も減少しているように思われます。

デザイン面につきましては、許可を受けているものに関して、デザイン審査を受けて屋外広告業界としてデザインの質の確保に取り組んでいただいております。

今後も引き続き、事業者の方や広告主の方への周知を行っておりまして、都としても走行状況調査や取り締まり等を行って、規制の実効性の確保に取り組んでいきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。この件についても、ご欠席の委員からあらかじめご意見等ございましたら、説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 こちらは特にございませんでした。

○佐々木会長 それでは、ただ今の説明について、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思いますが、小池委員から何かご発言があるようですので、お願いをいたします。

○小池委員 小池でございます。先ほどのご報告にもございましたとおり、報道状況のところでもございまして、7月1日の朝の情報番組のテレビ朝日の『グッド！モーニング』の取材を受けまして、私も10秒ほどですけれども、出演させていただきました。

これがどういう経緯だったかというのと、取材の申し込みを受けまして、お受けするかどうかちょっと悩んだんですけれども、これまでのパブコメの内容であるとか、いろいろ見聞きした中で、今回の規制の改正について、正しく説明をして、周知をする必要性があると感じたものでして、そのお手伝いが私のほうでも少しでもできればという趣旨で取材をお受けいたしました。

15分ぐらい取材を受けたんですけども、実際に私のところは10秒ぐらい使われていたような感じでしたが、『グッド！モーニング』で報道された内容については、おおむね誤解なく正しい都の規制の改正について、報道されていたというふうに、報道を見て感じました。以上でございます。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。この件については、昨年の答申の段階から大変報道が多かった、あるいは条例改正の段階、それぞれ3段階、報道が多かったわけで、非常に関心の高いことがうかがわれたわけで、ただ今ご説明ありましたような形で、今のところまだ期間が短いので、今後どうなるかって注目が必要だろうと思いますけれども、一定の効果は今のところ上げてきているということかというふうに思いますけど。いかがでしょう、ほかにご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

○石原委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○佐々木会長 はい、どうぞ。

○石原委員 東京屋外広告協会の石原でございます。事務局長のほうから少し申し付かったことがありますので、ご報告したいと思います。

案件数のほうが、承認するデザイン等が出てくるんですけども、そのうち修正もしくは指摘事項があるものが非常に多くて、事務的な負担が非常に多くなっているということでございます。また、スタッフがちょっと不足しているようで、そこら辺のことがありまして、広告宣伝車の扱いが非常に難しいことが分かりますということで、この件、ご報告しておいていただきたいということがございましたので、私のほうから事務局長に代わりまして、その件、ご報告しておきます。

それで、また、この件については、別のレベルで東京都と協議されているというふうに私のほうは伺っています。以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。ただいまのご発言について、東京都からいかがでしょうか。

○長谷屋外広告物担当課長 デザイン審査に関しましては、今、屋外広告協会さんのほうにも大変ご尽力をいただいているところかと思えます。一方で、私どものほうに広告宣伝

車の事業者さまのほうからもいろいろご意見を、デザイン審査に関してのご意見であるとか、ご質問とかをいただくこともございますので、より良い広告宣伝車の広告デザインとなるように、私どもとしても屋外広告協会さまのほうとも協議をしながら、進めてまいりたいと考えてございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。それだけ今までの実態と、それから今、デザイン審査なりで進めていることとの乖離（かいり）が大きかったということの結果かと思えますので……

○長谷屋外広告物担当課長 そうですね。

今回やはり初めてデザイン審査を受ける事業者さんが多いというところでございまして、これは平成23年10月に広告宣伝車にデザイン審査を初めて導入した時にも、デザイン審査で、なかなか事業者さんのほうとご意見が合わないといったところはあったようございまして、そういったところについて、今後、認識の擦り合わせ等について、行っていく必要があるのかなと思っております。

○佐々木会長 はい。ということで、多少時間はかかるかもしれませんが、これは地道にやっていく、積み上げていくしかないことかという気もいたしますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、中野委員。

○中野委員 駒沢大学の中野です。すごく先ほどの現状についても、数日ではありますけれども、効果が出始めているなということを実感するんですけども、先ほども皆さんおっしゃっていましたが、関心を低下させないということでしたり、あと、抑制効果ということでしたり、そういう意味での効果がどれぐらいあるのかということ継続的に発信していったほうが良いなというふうに思っています、もちろん東京都でも今後もやられる予定だと思っておりますけれども、そうした効果測定だったり、実際に調べたりといった時に、もしくは半年とか1年とか、定期的にできるだけ報道で取り上げていただけるような工夫をすとか、オンライン上での何かをもう少し積極的に、見ていただけるような形での工夫とかがあるといいかなというふうに思っています、発言させていただきました。以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。ある意味では、これが出発点のようなところでもありますので、事務局のほうでも今のご発言の趣旨に沿って、継続的にフォローしていただきたいと思っておりますし、また、この場にも適宜ご報告を引き続きお願ひしたいなというふうに思っております。

○長谷屋外広告物担当課長 はい、承知いたしました。

○佐々木会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後の報告事項4でございます。審議会の開催実績について、ご説明をお願いいたします。

○大竹主任 屋外広告物担当の大竹と申します。私のほうからご説明させていただきます。

資料4でございます。今回は、令和5年12月26日に開催した東京都広告物審議会以降の開催実績を報告させていただきます。前回の審議会以降、本日までの間、特例小委員会を2回開催いたしました。主な審議内容といたしましては、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や公園内に設置する屋外広告物の掲出、規格を超える広告物の掲出といったものがございました。具体的な案件は資料に記載のとおりでございます。

また、規格等検討小委員会につきましては、前回の審議会以降、本日までの間、開催はございませんでした。

広告物審議会の開催実績のご説明は以上となります。

○佐々木会長 ありがとうございます。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見あればお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。この際、何か答弁、ご発言あればお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。

○根来緑地景観課長 佐々木会長、誠にありがとうございました。

では、これをもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆さま方、長時間にわたり、本当にありがとうございました。

午前11時29分閉会